

魚津市告示第72号

魚津市縁結び支援事業補助金要綱を次のように定める。

平成27年5月26日

魚津市長 澤嶋 義敬

魚津市縁結び支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市縁結び支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、魚津市の将来都市像である「心躍る潤いの舞台魚津笑顔で絆つなぐまち」の基本理念のもと、晩婚化や未婚化が進む独身男女に対する結婚支援体制の充実を図りながら、「人と文化を育むまち」の実現をめざすため、縁結び支援事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 共同の目的を有する継続的結合体であること。
- (2) 規約（法人における定款を含む。）を定め、代表者及び事務所の所在地が明確であること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、20歳以上50歳以下の独身男女を対象として団体が自ら実施する、異性とのコミュニケーション能力の向上に資する事業、男女の健全な出会いの機会を提供する事業又は結婚へのきっかけづくりを支援する事業（以下「縁結び支援事業」という。）であつて、次の要件を満たすものをいう。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (2) 参加予定者又は参加者に対し、特定の商品等の販売若しくは販売

の斡旋、縁結び支援事業以外の活動への勧誘その他縁結び支援事業の目的を逸脱する活動を行わないこと。

- (3) 参加予定者数が10人以上であること。
- (4) 参加者から徴収する参加料は、縁結び支援事業の目的を踏まえた適正な額を設定していること。
- (5) 実施会場（実施会場が複数の場合には主たる実施会場又は実施会場の過半数をいう。）が魚津市内にあること。
- (6) 実施に際し事故防止に万全を期すとともに、参加者に必要な保険を付すること。
- (7) 実施期間が単年度であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、事業に要する経費のうち補助対象経費から参加費その他の収入額を控除した額とし、1事業につき10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として事業開催日3か月前までに、魚津市縁結び支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体の規約及び役員名簿
- (4) 開催要領
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、魚津市縁結び支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（交付条件）

第9条 補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の

承認を受けること。

- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 2 補助事業者は、前項第1号又は第2号の市長の承認を受けようとする場合は、魚津市縁結び支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに魚津市縁結び支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第7号）

(2) 収支決算書（様式第8号）

(3) その他関係書類

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができるものとする。この場合において、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反する行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

別表（第5条関係）

経費区分	内容
報償費	講師謝礼等
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品にかかる費用（景品、記念品等参加者に配布されるものを除く。）
燃料費	ガソリン代、灯油代等
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料の印刷費又はコピー代等
通信費	郵便料又は電話料等
広告料	新聞、テレビ又はラジオの広告宣伝料等
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械・車両賃借料又は設備賃借料等

原材料費	事業の実施に必要な原材料にかかる費用
その他	市長が必要と認める経費

様式第1号（第7条関係）

年　　月　　日

魚津市長 あて

申請者 所在地
団体名
代表者名

印

年度魚津市縁結び支援事業補助金交付申請書

年度において魚津市縁結び支援事業を実施したいので、魚津市縁結び支援事業補助金を交付されるよう、魚津市縁結び支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額　　金　　円

関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規約及び役員名簿
- (4) 開催要領
- (5) その他の参考資料

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

事業の名称				
開催予定日時	時	年 月 日 () 分から	時	分まで
開催する主な会場の名称				
参加予定者数	男性の参加者 人			
	女性の参加者 人			
参加料	男性 1名あたり 円			
	女性 1名あたり 円			
事業の目的及び内容				
参加者の募集方法				

※必要に応じて参考資料を添付願います。

様式第3号（第7条関係）

収支予算書

収入		支出	
科目	予算額	科目	予算額
合計		合計	

様式第4号（第8条関係）

魚津市指令 第 号

様

年度魚津市縁結び支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けて申請のあった魚津市縁結び支援事業補助金について、魚津市縁結び支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 交付します。

2 交付しません。

交付しない理由

年 月 日

魚津市長

様式第5号（第9条関係）

年　　月　　日

魚津市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者名

印

年度魚津市縁結び支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日付け魚津市指令　　第　　号で交付の決定があった
魚津市縁結び支援事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、
魚津市縁結び支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容（事業計画の変更の場合のみ）

変更前補助金交付申請額 金 円

変更後補助金交付申請額 金 円

3 中止の期間（中止の場合のみ）

年　　月　　日～　　年　　月　　日

添付書類 事業計画の変更にあっては、当該事業計画の変更が明らかとなる書類

様式第6号（第10条関係）

年　　月　　日

魚津市長　あて

申請者　所在地

団体名

代表者名

印

年度魚津市縁結び支援事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け魚津市指令　　第　　号で交付の決定の通知
があった魚津市縁結び支援事業について、魚津市縁結び支援事業補助金交付
要綱第10条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他の関係書類

様式第7号（第10条関係）

事業実績書

事業の名称				
開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分			
開催した主な会場の名称				
参加者数	男性参加者	人	(うち市外在住者	人)
	女性参加者	人	(うち市外在住者	人)
参加料	男性 1名あたり	円		
	女性 1名あたり	円		
事業実施内容				

様式第8号（第10条関係）

収支決算書

収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額
合計		合計	